

# ■ 工事受付から完成までの流れ

## 1 「給水装置工事申込書」の提出

(※1)

- 1 申込時の水道利用状況が甲止め及び使用中で、完成までの工事期間中に水道を利用する場合は開始届の添付が必要です。
- 2 現在使用中の水栓の工事申込みをする場合、必ず、現在使用している方の中止届（中止指針）が必要です。
- 3 申込後の工事期間中に水道を利用しない場合は、開始届の添付は不要です。
- 4 新設申込又は改造申込時に水道利用がなく中止もしくはメーターがついてない場合。  
→ 完成までの工事期間中に水道を開始したい場合は、提出されている申込書に開始届を添付して給水担当に申し出てください。
- 5 使用中の水栓で申込後も生活用等の一般利用で給水がある場合は、料金区分の変更がないため水道中止・開始届の添付は不要です。  
ただし、使用者を申込書・完成届を提出時に変更する場合は中止・開始届の添付が必要です。

- ※ 水道中止届出書を提出する場合は中止指針が必要になります。
- ※ メーターが取り付けられていない場合は、水道の開始ができません。
- ※ 水道開始届出書に記載した「使用者」に、開始日から中止日までの水道料金等を請求します。

## 2 「給水装置工事検査届」の提出

(※2) ※1の開始日と同一日付の提出はできません。

- 1 検査届に中止届を添付して工事用の水道利用を中止精算し、開始届により、新使用者に変更します。（中止指針が必要です。）
- 2 検査届の提出後にメーター口径変更する場合は、旧メーター返却時に中止届と新メーター出庫時に開始届が必要です。  
※ **検査届に開始届を添付して水道を開始しなければいけません。**完成後に水道を使わない場合は中止届で中止をしてください。  
※ 検査届に添付される開始届に記載した「使用者」に、開始日以降の水道料金等を請求します。  
(アパート及び各戸検針の場合は「検査届」に添付される開始届の開始日から「立会検査日」までの水道料金等を請求します。)

水道開始届出書 → 開始届  
水道中止届出書 → 中止届

※**開始届・中止届の注意事項**  
請求者を使用者と別の人が変更することはできません。ただし、「親子間のみ」相談可。

## 3 立会検査日（アパート・各戸検針）

※2の開始日と同一日付の提出はできません。

通水検査後、最終指針を確認し、「中止届」により水栓を中止し精算します。  
中止届を提出する際、「給水装置工事検査届」に添付した開始届に記載した使用者で届け出してください。

※中止届が提出されない場合は、「給水装置工事検査届」の提出時に添付された開始届に記載した使用者が水道料金等を支払うことになります。

